

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規 則
福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

○ 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件

○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件

○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件

○ 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件

○ 道路の供用を開始する件

公 告

○ 肥料の登録が失効した件

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福 島 県 規 則 第 四 号

福 島 県 営 住 宅 等 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表福島県営北中央団地の項の次に次のように加える。

福島県営北沢又団地

福島市

附則別表福島県営表団地の項の次に次のように加える。

福島県営若宮団地

二本松市

附則別表に次のように加える。

福島県営四ツ倉団地

いわき市

福島県営中原団地

いわき市

福島県営下矢田団地

いわき市

福島県営北好間団地

いわき市

別表第二の一の表福島県営蓬萊団地の項中「十四号棟」の下に「二号室から十二号室まで、十四号室、十五号室及び十七号室から四十号室まで」を、「九号棟の百一号室から百八号室まで」の下に「十四号棟の一号室、十三号室及び十六号室」を加え、同表福島県営北中央団地の項の次に次のように加える。

福島県営北沢又団地

福島市

○・九一

別表第二の一の表福島県営表団地の項の次に次のように加える。

福島県営若宮団地

二本松市

一・〇一

別表第二の一の表に次のように加える。

福島県営四ツ倉団地

いわき市

○・九〇

福島県営中原団地

いわき市

○・九〇

福島県営下矢田団地

いわき市

○・九二

福島県営北好間団地

いわき市

○・九四

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二福島県営蓬萊団地の項の改正規定は、平成二十九年二月一日から施行する。

（建築住宅課）

告 示

福島県告示第六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年一月二十七日から同年五月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）上保原ショッピングセンター 福島県伊達市保原町上保原字正地内二十三番地二ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 大和リース株式会社
代表者の氏名 代表取締役 森田 俊作
住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - (1) 名称 株式会社ホットマン
代表者の氏名 代表取締役 伊藤 信幸
住所 宮城県仙台市太白区西多賀四丁目四番十七号
 - (2) 名称 株式会社三喜
代表者の氏名 代表取締役 野田 孝文
住所 千葉県柏市中央町二番八号
 - (3) 名称 株式会社メガネット
代表者の氏名 代表取締役 富澤 昌宏
住所 静岡県静岡市葵区伝馬町八番地の六 トップセンタービル8F
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年九月十八日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千五百六十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 百十一台

- 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 四十五台
- 3 荷さばき施設的位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百十平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 二十四立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前九時
 - (二) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 四か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
平成二十九年一月十七日

（商業まちづくり課）

福島県告示第六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年一月二十七日から同年五月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイユーエイト会津若松店 福島県会津若松市駅前町二百三十九番十四ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 小林 正明
 東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号
 (変更後) 日本貨物鉄道株式会社
 代表取締役 田村 修二
 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の住所 平成二十三年二月十四日

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成二十八年六月二十三日

四 届出年月日

平成二十九年一月十六日

五 届出をした者

日本貨物鉄道株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年一月二十七日から同年五月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び浅川町農政商工課に備えて縦覧に供する。
 平成二十九年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト浅川店 福島県石川郡浅川町大字浅川字月斉三十一番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ダイユーエイト
 代表取締役 浅倉 俊一
 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
 株式会社主婦の店
 代表取締役 樽川 正男
 福島県須賀川市牛袋町八十五番地
 (変更後)
 株式会社ダイユーエイト
 代表取締役 浅倉 俊一
 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
 株式会社リオン・ドルコーポレーション
 代表取締役 小池 信介
 福島県会津若松市中町四番三十六号

三 変更した年月日

平成二十八年三月一日

四 届出年月日

平成二十九年一月十六日

五 届出をした者

株式会社ダイユーエイト

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備えて縦覧に供する。
 平成二十九年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

エイトタウン相馬 福島県相馬市黒木字源多田四十四番ほか

二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
 平成二十九年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	氏名又は名称		
佐久間 敏	二本松市杉沢字馬船一六五	二本松市西新殿字細田二〇七ほか三筆	
豊田 雅夫	南相馬市原町区本陣前一丁目五五―一B 一〇五	南相馬市原町区馬場字台八七―一	

二 認可年月日
平成二十九年一月二十七日

(農業担い手課)

福島県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道勿来浅川線	いわき市川部町大平一八五番地先から同市川部町大平一八五番地先まで	平成二十九年一月二十七日

(道路計画課)

公 告

公告第十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の登録は失効した。

平成二十九年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又は 名称	住所	失 効 年月日
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
848	混合有機質肥料	トップライザー	7.0	2.0	—	株式会社 ト	大阪府 大阪市 中央区 南船場	平成28 年12月 31日	

最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	四丁目 2番4 号
--------------------------	-----------------

(農業総合センター)